

地方分権の推進等に関する緊急決議
(平成9年1月21日、全国都道府県議会議長会)

地方分権の推進及び監査機能の充実方策について、次のとおり決議する。

1. 地方分権の推進について

今般、地方分権推進委員会が機関委任事務制度の廃止を明言した第1次勧告を取りまとめたことは、我が国において、国と対等・協力の立場で地方行政を進める途を開くものであり、分権を進める大きな第一歩と評価する。地方分権推進委員会は、次回の勧告に向け引き続き審議を進めることとしているが、地方分権の着実な推進を図るためには、第1次勧告に盛り込まれた事項が速やかに実行されることが望まれる。

よって、政府においては、地方分権推進委員会の第1次勧告並びにこれまでの地方公共団体の意見を十分踏まえ、地方分権推進計画の作成を待つことなく、実施可能な事項について早急に法の制定・改正等所要の措置を講ぜられたい。

2. 監査機能の充実方策について

地方分権の進展に伴い、地方行政の公正で効率的な運営を確保するため、監査の役割がますます重要になってくる中で、現在、地方制度調査会で議論されている外部監査制度の導入や監査委員の選出を議会の選挙にかからしめることについては、監査機能の充実方策として評価できるところである。

しかしながら、監査委員を議会で選挙することを理由に、議員選出監査委員数の数を減少させることは、監査機能の低下につながるばかりでなく、住民を代表する議員の役割を軽視するものであり、強く反対する。